

5 FTA利用の効果が高い日本の貿易構造

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

日インドEPA、第1段階の日米貿易協定、日ベトナムEPA、日EU・EPAを利用した日本のインド・米国・ベトナム・EUとの貿易においては、日米貿易協定を除き、日本の相手国との輸出における関税削減額（EPA/FTAの利用で削減できる関税額）と関税削減率（関税削減額を輸入額で割った比率で「関税削減効果」を表す）の方が、輸入の場合よりも高い。これは、TPP11（CPTPP）を利用した日本のメキシコ、カナダ、ベトナムなどとの貿易においても、同様に日本の相手国との輸出における「関税削減額及び関税削減率」の方が輸入の場合よりも高かった。

つまり、日本はEPA/FTAの利用時に、輸出で相手国から得られる関税削減メリットの方が輸入で相手国に与えるものよりも大きい傾向があり、本稿で分析している関税削減の効果のみを考慮すれば、一般的に「EPA/FTA利用の効果が高い貿易構造を有している」と考えられる。

はじめに

日インドEPAは2011年8月、日米貿易協定は2020年1月、日ベトナム EPAは2009年10月、日 EU・EPAは2019年2月に発効した。日本企業はこれらのEPA/FTAを始めとして、AFTA（ASEAN自由貿易地域）やCPTPP（2018年12月発効）などを利用してアジア太平洋地域におけるグローバル・バリューチェーンの形成を着々と行っている。

本稿は、日本のインド、米国、ベトナム、EU との貿易における2国間・

地域EPA/FTAの関税削減効果を計測し、今後のRCEP（地域的な包括的経済連携協定）の発効や自由で開かれたインド太平洋（FOIP）戦略の進展に備え、日本企業のグローバル化やサプライチェーンの再編に資する分析を展開するものである。

1. 日本のインド、米国、ベトナム、EUとの貿易での関税削減効果

1.1 日本のベトナムからの輸入での関税削減額はEUの7割弱

本稿は、日本が締結しているEPA（経済連携協定）やFTAを利用することにより、実際にどれくらいの関税額を削減できるのか（関税削減額）、その輸入額に対する割合はどのくらいなのか（関税削減率）を計算し、その結果を解析している。つまり、日インドEPA、第1段階の日米貿易協定、日ベトナムEPA、及び日EU・EPAの貿易効果を、関税削減額と関税削減率という概念から分析している。

また、関税削減額はEPAの関税削減効果によりどれだけ輸出入で支払う関税額を節約できるかを表しているし、関税削減率は大きければ大きいほど関税削減効果が高いことを示している。例えば、ドイツの日本からの乗用車の輸入において、日EU・EPAを利用した時の関税削減率が5%であれば、日本はドイツへの100万円の乗用車の輸出で5万円（100万円×5%）の関税を削減（節約）することができるが、関税削減率が10%になれば10万円の節約が可能になる。本稿では、関税削減額や関税削減率を国全体だけでなく業種別・品目別においても計算しており、EPA/FTAの関税削減効果を包括的に分析している。

表1は日本のインド、米国、ベトナムとEUからの輸入において、「従価税」を課している品目を対象にして、その関税削減額と関税削減率の計算結果をまとめたものである。

2019年の日本のインドからの輸入額は53億ドル、米国からの総輸入額は773億ドルで、第1段階の日米貿易協定の対象品目（農業品主体の615品目）の輸入額は62億ドル、ベトナムからの輸入額は222億ドルであった。

表1. 日本のインド、米国、ベトナム、EUからの輸入の関税削減額及び関税削減率
(インド・米国・ベトナム：2020年、EU：発効から5年目/最終年目、加重平均)

(単位：USドル)		輸入側				
		日本（従価税）				
		輸入額	関税削減額 (5年目)	関税削減額 (最終年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減率 (最終年目)
輸出側	インド	5,320,795,187	99,183,275		1.9%	
	米国（対象品目）	6,242,665,808	439,182,772		7.0%	
	ベトナム	22,218,340,174	728,514,210		3.3%	
	オーストリア	1,838,598,955	20,105,936	27,602,404	1.1%	1.5%
	ベルギー	3,037,012,454	49,508,721	62,849,773	1.6%	2.1%
	ブルガリア	127,446,805	6,402,881	7,072,488	5.0%	5.5%
	クロアチア	114,144,639	3,487,528	3,799,491	3.1%	3.3%
	キプロス	535,578	24,805	39,078	4.6%	7.3%
	チェコ	1,024,020,250	5,868,782	7,446,466	0.6%	0.7%
	デンマーク	1,911,747,113	31,559,452	55,171,997	1.7%	2.9%
	エストニア	110,424,733	2,154,826	3,588,780	2.0%	3.2%
	フィンランド	1,943,920,778	18,384,250	27,881,980	0.9%	1.4%
	フランス	10,346,489,148	218,592,440	283,235,893	2.1%	2.7%
	ドイツ	25,721,467,062	132,388,904	159,015,293	0.5%	0.6%
	ギリシャ	203,448,039	3,132,899	4,957,308	1.5%	2.4%
	ハンガリー	1,026,251,435	9,567,617	12,361,107	0.9%	1.2%
	アイルランド	6,837,277,348	43,231,461	51,016,535	0.6%	0.7%
	イタリア	11,223,031,224	308,368,827	452,977,476	2.7%	4.0%
	ラトビア	78,978,791	1,750,362	2,606,257	2.2%	3.3%
	リトアニア	554,426,941	1,779,016	1,969,857	0.3%	0.4%
	ルクセンブルク	89,632,368	2,891,399	2,937,004	3.2%	3.3%
	マルタ	176,258,766	4,459,999	5,437,765	2.5%	3.1%
	オランダ	3,005,780,618	53,913,921	88,543,835	1.8%	2.9%
	ポーランド	934,963,004	10,690,200	13,030,775	1.1%	1.4%
	ポルトガル	326,821,106	16,619,512	18,808,924	5.1%	5.8%
	ルーマニア	850,233,369	26,699,319	38,458,079	3.1%	4.5%
	スロベニア	253,925,617	1,076,377	1,332,445	0.4%	0.5%
	スロバキア	171,784,071	498,709	536,075	0.3%	0.3%
	スペイン	3,091,419,491	63,949,025	85,628,571	2.1%	2.8%
	スウェーデン	2,707,271,207	14,826,698	21,189,716	0.5%	0.8%
	英国	8,054,099,728	44,649,246	48,879,706	0.6%	0.6%
	EU28か国	85,761,410,638	1,096,583,113	1,488,375,078	1.3%	1.7%
	EU27か国（UK除く）	77,707,310,910	1,051,933,866	1,439,495,372	1.4%	1.9%

- 注1. 日本の輸入額は2019年の実績。関税削減額を計算する時の関税率は2020年の税率を適用した。EUからの輸入額は2018年、関税率は2019年を用いた。各EPA/FTAの関税削減スケジュールの最終年は、日本のインドからの輸入では16年目の2026年、米国からの輸入では19年目の2038年、ベトナムからの輸入では16年目の2024年、EUからの輸入では21年目の2039年。
- 注2. 日本の輸入における関税削減額は、日本の相手国からの輸入額にそれぞれMFN税率（EPAを利用しないときの一般的な関税率）とEPA税率（EPAを利用した時の特惠税率）を乗じてMFN税額とEPA税額を求め、その差分を得ることにより計算している（関税削減額＝MFN税額（輸入額×MFN税率）－EPA税額（輸入額×EPA税率））。関税削減率は、関税削減額を輸入額で割ったもので（関税削減率＝関税削減額÷輸入額）、ある品目の輸入で得られた関税削減額がその品目の輸入額全体の何％であるかを求めたものであり、関税削減率が大きければ大きいほど、関税削減効果が高いことを示している。
- 注3. 日本のインド、米国、ベトナム、EU27からの輸入では、日インドEPA、第1段階の日米貿易協定、日ベトナムEPA、日EU・EPA利用時の関税削減額と関税削減率を算出。本表における「米国（対象品目）」とは、第1段階の日米貿易協定で対象となった品目（615品目：日本譲許表 HS9桁ベース）の関税削減効果を意味する。
- 注4. 関税削減額は、（MFN税額－EPA税額）なので、これは（輸入額×MFN税率－輸入額×EPA税率）、さらに（輸入額（MFN税率－EPA税率））に変換することができる。つまり、関税削減額は、輸入額に関税率差（MFN税率－EPA税率）を乗じることによっても得ることができる（関税削減額＝輸入額×関税率差（MFN税率－EPA税率））。そして、この式は関税率差＝関税削減額÷輸入額と変形され、関税削減率は関税削減額を輸入額で割ったものであるから、関税率差＝関税削減率となる。
- 注5. s国全体の関税削減額は、品目毎の削減額（MFN税額－EPA税額）を積み上げて算出している。本調査分析においては、ある品目の関税率差（MFN税率－EPA税率）がマイナスで逆転現象（MFN税率＜EPA税率）が生じている場合、その品目の関税削減額は0としている。したがって、関税削減率と関税率差は、MFN税率とEPA税率とが逆転している場合は一致しない。
- 資料：各国関税率表、各国TRS表（Tariff Reduction Schedule）、IHSグローバル株式会社；「マリータイム&トレード」より作成。

日本のインドからの輸入で2020年の日インドEPAを活用した時の日本の関税削減額は9,900万ドルとなり、関税削減率は1.9%、第1段階の日米貿易協定（対象品目）を活用した時の日本の関税削減額は4.4億ドルとなり、関税削減率は7.0%、日ベトナムEPAを活用した時の日本のベトナムからの輸入での関税削減額は7.3億ドルとなり、関税削減率は3.3%であった。

同様に、日本の2018年のEU27（英国を除く）からの輸入額は777億ドルで、日EU・EPAの利用による関税削減額は発効から5年目で10.5億ドル、最終年目で14.4億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ1.4%と1.9%であった。

つまり、関税削減額では、日EU・EPAを利用した時のEU27からの輸入の場合が最も大きく、次いで、日ベトナムEPA利用でのベトナムからの輸

入、日米貿易協定を利用した時の米国からの輸入、日インドEPA利用によるインドからの輸入の順番になる。日本の米国からの全体の輸入額が大きいにも係らず、日米貿易協定による関税削減額が低いのは、第1段階の同協定で関税削減の対象となる品目が少ないためである。

なお、日本の日EU・EPAを利用したドイツからの輸入では、関税削減額は発効から5年目で1.3億ドル、最終年で1.6億ドルとなり、英国からの輸入ではそれぞれ4,465万ドル、4,888万ドルであった。すなわち、日本のEU27の個別の国や英国からの輸入では、関税削減額は米国やベトナムからの輸入よりも小さいことが窺える。

一方、関税削減効果を表す関税削減率では、第1段階の日米貿易協定（対象品目）を利用した日本の米国からの輸入の場合が最も高く、次いで日ベトナムEPAを利用した日本のベトナムからの輸入が続き、そして日インドEPAと日EU・EPAを利用した輸入の場合が並ぶ。日本の日EU・EPAを利用したフランスからの輸入では関税削減率は発効から最終年目で2.7%と見込まれるが、ドイツと英国からの輸入では共に0.6%にとどまる。

第1段階の日米貿易協定の関税削減率が高いのは、日本の輸入における日米貿易協定の対象品目のほとんどが、高い関税率が課されている農業品であるためである。

1.2 高いインドの日本からの輸入での関税削減効果

表2は、表1とは貿易の流れが逆の方向であるインド、米国、ベトナム、ドイツ、英国の日本からの輸入（日本のインド・米国・ベトナム・ドイツ・英国への輸出）において、EPA/FTAを利用した場合の関税削減額と関税削減率を求めたものである。

同表では、2019年のインドの日本からの輸入額は126億ドルで、日インドEPAを利用した時の日本からの輸入における関税削減額は9.6億ドル、関税削減率は7.7%であった。米国の日本からの全体の輸入額は1,399億ドルで、日米貿易協定の対象品目（241品目）の輸入額は69億ドルであった。日米貿易協定を利用した時の米国の日本からの輸入での関税削減額は1.9億ドル、

表2. インド、米国、ベトナム、EUの日本からの輸入の関税削減額及び関税削減率
(インド・ベトナム：2019年、米国：2020年、ドイツ・英国：発効から5年目/最終年目、加重平均)

			輸入額														
			インド			米国 (対象品目)			ベトナム			ドイツ			英国		
(単位: USドル)	輸出側	5年目 最終年目	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率
	日本		12,577,661,695	962,687,152 (1,261,417,804)	7.7% (10.0%)	6,870,136,213	189,919,770	2.8%	16,893,118,667	730,621,853	4.3%	19,537,794,569	411,070,457 464,978,806	2.1% 2.4%	12,253,799,467	309,088,509 380,733,572	2.5% 3.1%

注1. 輸入額は、ベトナムは2017年、EUは2018年、インドと米国は2019年の値。関税削減額を計算した時の関税率は2019年の値（米国のみ2020年）。

注2. インドは日インドEPA、米国は第1段階の日米貿易協定の対象品目（241品目：米国譲許表 HS8桁ベース）、ベトナムは日ベトナムEPA、ドイツ、英国は日EU・EPAの関税削減効果を示す。

注3. インドでは輸入を行う際、通常の関税額（率）（MFN 税額（率））に加えて、社会福祉課徴金（関税率の10%）や統合物品サービス税（IGST）、物品・サービス補償税（CESS、タバコや自動車対象）などが加算される。表2 のインドの（ ）内の数字は、この合計した実質削減額と実質削減率を示している。

注4. ドイツ、英国の日本からの輸入での最終年は16年目の2034年。米国では 10 年目の 2029 年、ベトナムでは 18 年目の 2026 年、インドでは11年目の2021年。

資料：表1と同様。

関税削減率は2.8%であった。

ベトナムの日本からの輸入額は169億ドル（2017年）で、日ベトナムEPAを利用した時の日本からの輸入での関税削減額は7.3億ドル、関税削減率は4.3%であった。2018年のドイツ、英国の日本からの輸入額はそれぞれ195億ドル、123億ドルであった。日EU・EPAを利用したドイツ、英国の日本からの輸入での関税削減額は、最終年目でそれぞれ4.6億ドル、3.8億ドルと見込まれる。関税削減率は最終年目でそれぞれ2.4%、3.1%である。

したがって、インド、米国、ベトナム、ドイツ、英国の日本からの輸入において、日インドEPA、日米貿易協定、日ベトナムEPA、日EU・EPAを利用した時の関税削減額は、インドの日本からの輸入の場合が最も大きく、次いでベトナム、ドイツ、英国、米国と続く。

また、関税削減率（関税削減効果）は、日インドEPA、日ベトナムEPA、日米貿易協定（対象品目）、日EU・EPAの順で高いという結果になった。ちなみに、2016年のタイやインドネシア及びマレーシアの日本から

の輸入で2国間EPAを利用した時の関税削減率は5%台であった。したがって、インドの日本からの輸入での日インドEPAの関税削減効果は、ASEANの日本からの輸入での「日本とASEANとのEPA」の効果よりも高いということになる。

インドの対日輸入で日インドEPAの関税削減効果が高い理由は、一般的な輸入においてインドが課している関税率（MFN税率）が他の国よりも圧倒的に高いため、日インドEPAを利用した時に低下する関税率（EPA税率）の削減効果が大きくなるためである。

なお、表1の日本の米国からの輸入における日米貿易協定の利用による関税削減額（4.4億ドル）は、表2の米国の日本からの輸入（日本の米国への輸出）での関税削減額（1.9億ドル）よりも大きい。また、関税削減率も「日本の米国からの輸入」の方が、「米国の日本からの輸入」を上回っている。

これに対して、日インドEPAと日ベトナムEPA及び日EU・EPAの利用においては、関税削減額、関税削減率は共に、「日本のインド、ベトナム、ドイツ、英国からの輸入」よりも、「インド、ベトナム、ドイツ、英国の日本からの輸入（日本のインド、ベトナム、ドイツ、英国への輸出）」の方が大きい。

ただし、日ベトナムEPAを利用した関税削減額では、「ベトナムの日本からの輸入（日本のベトナムへの輸出）」が「日本のベトナムからの輸入」をわずかに上回るだけである。すなわち、「日本のベトナムへの輸出での関税削減額」と「日本のベトナムからの輸入での関税削減額」との差分（関税削減収支）は、2019年で211万ドルにすぎなかった。一方、日本とインドとの貿易での関税削減収支は8.6億ドルと見込まれる。

したがって、日インドEPA、日ベトナムEPA、第1段階の日米貿易協定、日EU・EPAを利用した日本のインド・米国・ベトナム・EUとの貿易においては、日米貿易協定を除き、日本の相手国との輸出における「関税削減額と関税削減率」の方が輸入の場合よりも高い。これは、CPTPPを利用した日本のメキシコ、カナダ、ベトナムなどとの貿易においても、同様に日本の相手国との輸出における「関税削減額と関税削減率」の方が輸入の場合よりも高

かった。

2. 業種別の日本の貿易におけるEPA/FTA効果

2.1 農業・食料品、繊維、革製品で高い日本の輸入での関税削減効果

表3はEPA/FTAを利用した場合の日本のインド、米国、ベトナム、EU27からの輸入における業種別の関税削減額及び関税削減率をまとめたものである。同表のように、日本のインドからの輸入では、2020年の日インドEPAを活用した時の皮革・毛皮・ハンドバッグ等の関税削減額が779万ドルで関税削減率は7.9%であった。繊維製品・履物の関税削減額が4,000万ドルで関税削減率は7.6%、化学工業品の関税削減額が2,985万ドルで、関税削減率は2.6%、プラスチック・ゴム製品の関税削減額が398万ドルで、関税削減率が2.6%であった。

日本の米国からの輸入で2020年の日米貿易協定（対象品目）を利用した場合、食料品・アルコールの関税削減額が1.2億ドルで関税削減率は7.8%であった。農水産品の関税削減額は3.1億ドルで、関税削減率は6.9%であった。化学工業品の関税削減額は615万ドルにとどまり、関税削減率は3.4%であった。

ベトナムからの輸入では、繊維製品・履物の関税削減額が5.4億ドルで全体の74.3%を占め、関税削減率は8.4%であった。次いで、皮革・毛皮・ハンドバッグ等の関税削減額が5,346万ドルで、関税削減率は8.1%、食料品・アルコールの関税削減額が4,587万ドルで、関税削減率は6.2%、プラスチック・ゴム製品の関税削減額が3,516万ドルで、関税削減率は3.2%であった。

EU27からの輸入では、日EU・EPAの最終年目においては、食料品・アルコールの関税削減額が3.9億ドルと最も大きく、関税削減率は7.0%となり全体の26%を占める。また、2番目に関税削減額が大きい業種は農水産品の2.4億ドルで関税削減率は7.6%であった。3番目は皮革・毛皮・ハンドバッグ等の2.2億ドルの9.7%で、そして化学工業品の2.1億ドルの1.0%、繊維製品・履物の1.9億ドルの7.6%、と続く。

したがって、日本のインド、米国、ベトナム、EU27からの輸入におい

表3. 日本のインド、米国、ベトナム、EUからの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率
(インド・米国・ベトナム：2020年、EU：発効から5年目/最終年目、加重平均)

輸出側											
	インド		米国（対象品目）		ベトナム		EU27か国（UK除く）				
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額（5年目）	関税削減率（5年目）	関税削減額（最終年目）	関税削減率（最終年目）	
（単位：USドル）	農水産品	9,492,383	1.4%	310,785,198	6.9%	14,120,664	1.6%	115,031,144	3.7%	235,042,754	7.6%
	食料品・アルコール	2,643,923	2.3%	122,246,587	7.8%	45,869,061	6.2%	293,327,915	5.3%	386,789,855	7.0%
	鉱物性燃料	81,007	0.0%	—	—	200,275	0.1%	2,046,055	0.4%	2,046,055	0.4%
	化学工業品	29,850,005	2.6%	6,150,987	3.4%	7,849,845	1.2%	198,309,868	0.9%	210,141,438	1.0%
	プラスチック・ゴム製品	3,978,908	2.6%	—	—	35,155,262	3.2%	48,329,094	2.7%	48,329,094	2.7%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	7,787,139	7.9%	—	—	53,460,496	8.1%	95,977,813	4.3%	215,415,882	9.7%
	木材・パルプ	54,067	0.8%	—	—	5,534,483	0.5%	39,738,236	2.0%	62,988,497	3.2%
	繊維製品・履物	40,087,180	7.6%	—	—	540,950,124	8.4%	171,363,405	6.8%	189,724,512	7.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	4,764,306	0.5%	—	—	14,532,636	1.2%	73,052,384	1.5%	73,653,446	1.5%
	機械類・部品	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
輸入側 ：日本 従価税	電気機器・部品	87,682	0.1%	—	—	71,413	0.0%	697,575	0.0%	697,575	0.0%
	輸送用機械・部品	0	0.0%	—	—	0	0.0%	9,869	0.0%	9,869	0.0%
	光学機器・楽器	9,685	0.0%	—	—	173,063	0.0%	5,004,828	0.1%	5,571,773	0.1%
	雑製品	346,989	1.3%	—	—	10,596,888	0.8%	9,045,680	0.7%	9,084,622	0.7%
	全体	99,183,275	1.9%	439,182,772	7.0%	728,514,210	3.3%	1,051,933,866	1.4%	1,439,495,372	1.9%

注. 着色部分は削減率が5.5%以上のもの
資料：表1と同様。

て、関税削減額が最も大きいのは日EU・EPAを利用したEU27からの輸入の場合であり、中でもワインやチーズなどを含む食料品・アルコールや農水産品、皮革・毛皮・ハンドバッグ等の分野で金額が大きかった。次に関税削減額が大きいベトナムからの輸入では、圧倒的に繊維製品・履物の関税削減額が大きい。第1段階の日米貿易協定を利用した米国からの輸入においては、その対象品目のほとんどは農産品であり、日インドEPAを用いたインドからの輸入では、繊維製品・履物と化学工業品の関税削減額が大きいのが特徴である。

2.2 日本の輸出で高い食料品、繊維、輸送機器の関税削減効果

表4のように、インドの日本からの輸入（日本のインドへの輸出）で日インドEPAを利用した時の関税削減額が高いのは、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品の2.9億ドル、次いで機械類・部品の1.8億ドル、化学工業品の1.1億ドルであった。関税削減率が高いのは繊維製品・履物の20.8%、雑製品の13.1%、農水産品の12.2%、食料品・アルコールの11.6%であった。

米国の日本からの輸入で第1段階の日米貿易協定（対象品目）を利用した関税削減額が高いのは、機械類・部品の8,988万ドル、次いで窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品の3,546万ドル、電気機器・部品の1,629万ドルであった。また、米国の日本からの輸入における対象品目の関税削減率を見ると、化学工業品、プラスチック・ゴム製品、窯業・鉄鋼・アルミニウム製品、電気機器・部品、機械類・部品、光学機器、雑製品などの業種において概ね2～3%の水準であった。

ベトナムの日本からの輸入で日ベトナムEPAを利用した時の関税削減額が高いのは、電気機器・部品の1.6億ドル、次いでプラスチック・ゴム製品の1.3億ドル、窯業・鉄鋼・アルミニウム製品の1.2億ドルであった。関税削減率が高いのは皮革・ハンドバッグ等の11.6%、雑製品の11.3%、食品・アルコールの10.9%、木材・パルプの9.0%、繊維製品・履物の8.9%、輸送機械・部品の8.3%であった。

英国の日EU・EPAを活用した日本からの輸入で関税削減額が高かった業

表4. インド、米国、ベトナム、EUの日本からの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率
(インド・ベトナム2019年、米国：2020年、ドイツ・英国：発効から5年目/最終年目、加重平均)

輸入関												
(単位：USD)	インド		米国 (対象品目)		ベトナム		ドイツ			英国		
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (最終年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (最終年目)	関税削減率 (最終年目)
農水産品	1,574,819	122%	145,689	12%	8,681,302	73%	966,392	1.7%	966,302	1.7%	474,845	32%
食品・アルコール	461,806	116%	160,893	0.6%	7,480,559	109%	1,673,981	8.6%	1,674,297	8.6%	253,167	81%
鉱物性燃料	24,700,398	78%	—	—	3,383,224	28%	137,685	0.4%	137,685	0.4%	166,091	0.1%
化学工業品	112,883,699	77%	15,759,493	3.0%	40,122,401	39%	66,284,580	3.1%	66,398,990	3.1%	31,103,591	29%
プラスチック・ゴム製品	101,969,351	8.4%	10,218,726	28%	126,462,428	73%	42,853,045	4.4%	45,039,931	4.6%	17,929,899	48%
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	64,267	99%	—	—	2,283,439	11.6%	444,753	4.7%	444,753	4.7%	134,114	45%
木材・パルプ	9,433,864	69%	—	—	27,821,523	9.0%	9,896	0.0%	9,896	0.0%	13,028	0.1%
繊維製品・服飾	33,148,819	208%	—	—	83,696,133	89%	9,182,157	5.5%	9,196,908	5.6%	8,468,680	66%
金属・貴金属・鉄鋼・アルミ ニウム製品	293,805,639	98%	35,464,688	2.7%	120,592,207	37%	24,528,517	2.1%	25,056,883	2.1%	11,583,170	0.7%
機械類・部品	182,036,888	55%	89,880,096	2.9%	55,837,492	21%	72,800,839	1.9%	79,951,201	2.1%	66,200,924	20%
電気機器・部品	99,447,923	71%	16,299,264	2.3%	163,643,112	33%	63,068,903	1.2%	73,088,322	1.4%	38,766,270	23%
輸送用機械・部品	45,077,300	62%	2,123,066	2.9%	56,584,137	83%	100,342,782	4.9%	134,197,316	6.6%	123,815,168	40%
光学機器・楽器	47,779,022	66%	15,704,453	2.4%	13,165,331	1.5%	24,940,902	0.9%	24,960,850	0.9%	5,905,162	1.1%
雑製品	10,212,997	131%	4,163,402	3.0%	20,868,564	11.3%	3,836,126	0.4%	3,855,471	0.5%	1,996,400	1.3%
全体	962,687,152	77%	189,910,770	28%	730,621,853	43%	411,070,457	2.1%	464,978,806	2.4%	309,088,509	25%

注. 着色部分：淡色は削減率が5%以上、濃色は10%以上のもの
資料：表1と同様。

表5. 日本のインド、米国、ベトナム、EUからの輸入における代表品目別の関税削減額及び関税削減率
(インド・米国・ベトナム：2020年、EU：発効から5年目/最終年目、加重平均)

	輸 出 側									
	インド		米国 (対象品目)		ベトナム		EU27+国 (UK除く)			
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (最終年目)	関税削減率 (最終年目)
(単位：USドル)										
牛肉 (冷蔵のもの)	—	—	124,799,214	127%	—	—	250,349	14.3%	516,454	29.5%
牛肉 (冷凍のもの)	—	—	56,590,839	127%	—	—	453,912	14.3%	936,391	29.5%
ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの)	—	—	—	—	—	—	283,638	1.6%	315,842	1.8%
バター・ミルク、ヨーグルト等	—	—	2,073	7.2%	—	—	552	12.0%	1,211	26.3%
殻付きの鳥卵	—	—	—	—	—	—	35,712	3.4%	178,562	17.0%
ばれいしょ	—	—	764,213	4.3%	—	—	—	—	—	—
トマト	—	—	—	—	—	—	138,738	3.0%	138,738	3.0%
たまねぎ、シャロット	61	3.0%	156,349	4.2%	3,157	3.0%	17,654	2.9%	17,654	2.9%
かぼちゃ	—	—	5,128	3.0%	—	—	—	—	—	—
メロン	—	—	—	—	—	—	739	6.0%	739	6.0%
りんご	—	—	30,924	6.8%	—	—	—	—	—	—
梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イチゴ	—	—	—	—	—	—	166,620	6.0%	166,620	6.0%
緑茶	220	10.6%	3,997	8.5%	35,374	12.7%	7,065	14.2%	8,459	17.0%
米	0	0.0%	—	—	0	0.0%	—	—	—	—
コーヒー・牛乳等の甘味飲料	4,542	12.2%	2,345,566	9.7%	0	0.0%	25,122,400	12.2%	25,122,400	12.2%
清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	—	—	6,025	14.9%	0	0.0%	577	0.0%	694	0.0%
感光性の写真用プレート等	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%
感光性のロール状写真用フィルム等	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%
エチレンの重合体	33,522	5.5%	—	—	907	3.9%	1,067,652	2.3%	1,067,652	2.3%
プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	59,383	2.4%	—	—	78,058	1.7%	160,421	0.7%	160,421	0.7%
プラスチック製のその他の板・シート	120,133	4.8%	—	—	1,860,850	4.5%	3,946,690	4.3%	3,946,690	4.3%

輸 入 品 目 別 （ 従 価 税 ）	Tシャツなどの肌着	1,871,371	102%	—	—	44,261,521	83%	7,659,663	10.6%	7,659,663	10.6%
輸 入 品 目 別 （ 従 価 税 ）	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%
	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	70,567	28%	—	—	839,602	28%	1,485,264	2.8%	1,485,264	2.8%
	手工用具又は加工機械用の交換性工具	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%
	印刷機及び部分品	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	マシニングセンター	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%
	射出成形機	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	金属製造用鋸型枠等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	電動機及び発電機	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	電話機及びその他の機器	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カラーテレビ	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
輸 入 品 目 別 （ 従 価 税 ）	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	電気制御用又は配電用のパネル等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ダイオード、トランジスタ等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	集積回路	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	乗用自動車	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	貨物自動車	0	0.0%	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%
	自動車の部分品、附属品	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	写真機、写真用のせん光器具	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

注：着色部分は削減率が25.5%以上のもの

資料：表1と同様。

種は、輸送用機械・部品の1.8億ドル（最終年目）、機械類・部品の6,754万ドル、電気機器・部品の4,768万ドル、化学工業品の3,125万ドルであった。関税削減率が高いのは食料品・アルコールの8.1%（最終年目）、繊維製品・履物の6.7%、輸送機械・部品の5.9%、プラスチック・ゴム製品の5.2%であった。ドイツにおいても同様な傾向が見られる。

3. 品目別貿易でのEPA/FTAの効果

3.1 牛肉、バターミルク・ヨーグルト、緑茶、Tシャツなどの効果が高い

表5は、EPAを利用した時の日本のインド、米国、ベトナム、EUからの輸入における代表的な50品目の関税削減額と関税削減率を見たものである。

日本のインドからの輸入において日インドEPAを活用した場合、関税削減率が2.5%以上の品目は、たまねぎ・シャロット（3.0%）、緑茶（10.6%）、コーヒー牛乳等の甘味飲料（12.2%）、エチレンの重合体（5.5%）、プラスチック製のその他の板・シート（4.8%）、Tシャツなどの肌着（10.2%）、鉄鋼製のねじ・ボルト・ナット等（2.8%）などの7品目となる。

米国からの輸入において日米貿易協定（対象品目）を活用した場合、関税削減率が2.5%以上の品目は、牛肉（冷蔵のもの）及び牛肉（冷凍のもの）（12.7%）、バターミルク・ヨーグルト等（7.2%）、ばれいしょ（4.3%）、たまねぎ・シャロット（4.2%）、かぼちゃ（3.0%）、りんご（6.8%）、緑茶（8.5%）、コーヒー牛乳等の甘味飲料（9.7%）、清酒・りんご酒・梨酒などの発酵酒（14.9%）などの10品目となる。

ベトナムからの輸入において日ベトナムEPAを活用した場合、関税削減率が2.5%以上の品目は、たまねぎ・シャロット（3.0%）、緑茶（12.7%）、エチレンの重合体（3.9%）、プラスチック製のその他の板・シート（4.5%）、Tシャツなどの肌着（8.3%）、鉄鋼製のねじ・ボルト・ナット等（2.8%）などの6品目となる。

EU27からの輸入で5年目の日EU・EPAを利用した時の関税削減率が5%以上ある代表的な品目は、牛肉（冷蔵のもの）、牛肉（冷凍のもの）、バタ

ーミルク・ヨーグルト等、メロン、イチゴ、緑茶、コーヒー牛乳等の甘味飲料、Tシャツなどの肌着の8品目であった。最終年目では、これらに殻付きの鳥卵が加わり9品目となる。

3.2 多品目で高い日インドEPAの効果

表6は、日インドEPA、日米貿易協定（対象品目）、日ベトナムEPA、日EU・EPAを利用した時のインド、米国、ベトナム、ドイツ、英国の日本からの輸入における代表的な50品目の関税削減額と関税削減率をまとめたものである。

インドの日本からの輸入で関税削減率が5%以上である品目は、緑茶、米、コーヒー牛乳等の甘味飲料、感光性の写真用プレート等、感光性のロール状写真用フィルム等、エチレンの重合体、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、Tシャツなどの肌着、金（貨幣用以外で粉状でないもの）、鉄・非合金鋼のフラットロール製品、手工具用又は加工機械用の互換性工具、ブルドーザー・地ならし機・ショベルローダー等、マシニングセンター、射出成形機、絶縁テープ巻付け機等、金属鑄造用鑄型枠等、電話機及びその他の機器、テレビジョンカメラ・デジタルカメラ等、電気制御用又は配電用のパネル等、乗用自動車、写真機・写真用のせん光器具、医療用又は獣医用の機器、測定用又は検査用の機器の23品目であった。

米国の日本からの輸入で関税削減率が5%以上ある品目は見当たらず、2.5%以上である品目はメロン、感光性の写真用プレート等、鉄鋼用のねじ・ボルト・ナット等、手工具用又は加工機械用の互換性工具、マシニングセンター、射出成形機、金属鑄造用鑄型枠等、電動機及び発電機、カラーテレビの9品目となる。

ベトナムの日本からの輸入で関税削減率が5%以上である品目は、牛肉（冷蔵のもの）、牛肉（冷凍のもの）、ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）、バターミルク・ヨーグルト等、りんご、梨、緑茶、米、コーヒー牛乳等の甘味飲料、清酒・りんご酒・梨酒などの発酵酒、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、プラスチック製のその他

表6. インド、米国、ベトナム、EUの日本からの輸入における代表品目別の関税削減額及び関税削減率
(インド・ベトナム：2019年、米国：2020年、ドイツ・英国：発効から5年目/最終年目、加重平均)

輸出品目	輸入関											
	インド			米国 (対象品目)			ベトナム			ドイツ		
	関税削減額	関税削減率		関税削減額	関税削減率		関税削減額	関税削減率		関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減率 (最終年目)
牛肉 (冷蔵のもの)	—	—		—	—		12,360	81%		—	—	—
牛肉 (冷蔵のもの)	—	—		—	—		105,285	80%		—	—	—
ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)	—	—		—	—		88	90%		—	—	—
ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの)	—	—		—	—		22	02%		—	—	—
バター・ミルク、ヨーグルト等	—	—		—	—		478	110%		—	—	—
殻付きの鳥卵	—	—		—	—		—	—		—	—	—
ばいしよ	—	—		—	—		—	—		—	—	—
トマト	—	—		—	—		—	—		—	—	—
たまねぎ、ジャロット	—	—		—	—		—	—		—	—	—
かぼちゃ	—	—		—	—		—	—		—	—	—
メロン	—	—		91	27%		—	—		—	—	—
りんご	—	—		—	—		111,185	100%		—	—	—
梨	—	—		—	—		56,266	100%		—	—	—
イチゴ	—	—		—	—		—	—		—	—	—
緑茶	93,345	76.7%		7,895	1.1%		211,517	27.5%		124,716	32%	32%
米	8,672	57.3%		—	—		53,579	26.1%		0	0.0%	—
コーヒー牛乳等の甘味飲料	1,861	24.5%		—	—		223,427	24.4%		7,646	96%	96%
清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0	0.0%		—	—		164,526	92%		—	—	—
感光性の写真用プレート等	3,060,170	82%		3,002,130	3.0%		253,313	1.0%		746,203	1.8%	2.4%
感光性のロール状写真フィルム等	262,139	82%		—	—		52,370	27%		12,666	63%	65%
エチレンの重合体	3,720,206	86%		—	—		0	0.0%		611,432	6.5%	6.5%
プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	3,061,703	11.8%		—	—		14,214,438	12.7%		1,579,532	5.6%	6.0%
プラスチック製の他の板・シート	184,179	0.8%		—	—		3,638,354	6.0%		4,872,247	4.6%	5.6%

Tシャツなどの肌着	9033	25.0%	—	—	33807	20.0%	98,553	12.0%	98,553	12.0%	497,208	12.0%	497,208	12.0%
金（貨幣用以外で粉状でないもの）	504654	10.7%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鉄、非合金鋼のフラットロール製品	34529913	15.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	4952023	4.9%	3295685	2.9%	17743655	12.0%	1473214	3.7%	1473214	3.7%	1790981	3.7%	1790981	3.7%
手工用具又は加工機械用の圧搾性工具	8052131	8.2%	15812037	2.9%	0	0.0%	2431746	2.7%	2431746	2.7%	1614259	2.7%	1614259	2.7%
ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	4078775	6.1%	—	—	68297	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
印刷機及び部分品	3563934	3.4%	—	—	663355	0.2%	21114	0.0%	21114	0.0%	134856	0.1%	134856	0.1%
マシニングセンター	11836622	6.1%	21405590	3.0%	0	0.0%	2728349	2.7%	2728349	2.7%	1076642	2.7%	1076642	2.7%
射出成形機	5544562	7.5%	6339207	3.0%	0	0.0%	45723	1.7%	45723	1.7%	13992	1.7%	13992	1.7%
絶縁テープ巻付け機等	15944140	6.1%	—	—	0	0.0%	1401756	1.3%	1401756	1.3%	222554	1.6%	222554	1.6%
金属鋳造用鋳型棒等	2341816	6.1%	4850854	3.0%	763289	1.5%	78031	1.7%	78031	1.7%	304955	1.7%	304955	1.7%
電動機及び発電機	1122823	1.2%	1800922	2.5%	2065542	7.1%	3992760	2.7%	3992760	2.7%	740122	2.8%	740122	2.8%
電話機及びその他の機器	15490385	15.1%	—	—	2559220	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ディスプレイスクリーン、不揮発性半導体記憶装置等	1378979	4.1%	—	—	248214	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	18586631	19.5%	—	—	2444117	5.0%	1715079	1.3%	1715079	1.3%	365490	1.1%	365490	1.1%
カメラテレビ	0	0.0%	183075	3.0%	156679	35.0%	32566	11.7%	38968	14.0%	91115	11.7%	109027	14.0%
電気回路用の機器、光ファイバー用の接線子等	4582134	4.2%	—	—	103782866	12.7%	3842455	1.2%	3842455	1.2%	861735	1.1%	861735	1.1%
電気制御用又は配電用のパネル等	6261372	8.6%	—	—	2136737	4.4%	2559446	1.7%	2891982	2.1%	1239946	1.8%	1430148	2.1%
ダイオード、トランジスタ等	0	0.0%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
集積回路	2225986	2.3%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
乗用自動車	481283	1.2%	—	—	2313353	3.1%	54704197	6.2%	8822277	10.0%	82388063	6.2%	132883972	10.0%
貨物自動車	0	0.0%	—	—	298629	5.7%	199385	9.3%	320977	14.9%	21991	0.3%	35344	0.5%
自動車の部品、附属品	18806196	4.5%	—	—	45387006	11.8%	28312675	4.2%	29446269	4.2%	3108491	3.9%	3141929	3.9%
照明船、消防船、クレーン船などの船舶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
写真機、写真用のせん光器具	238498	8.2%	—	—	10743451	14.8%	44828	3.7%	44828	3.7%	72156	3.7%	72156	3.7%
医療用又は観覧用の機器	9493393	8.6%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
測定用又は検査用の機器	8906614	6.1%	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

注. 着色部分は削減率が5%以上のもの

資料：表1と同様。

の板・シート、Tシャツなどの肌着、鉄鋼製のねじ・ボルト・ナット等、電動機及び発電機、テレビジョンカメラ・デジタルカメラ等、カラーテレビ、電気回路用の機器・光ファイバー用の接続子等、貨物自動車、自動車の部品・附属品、写真機・写真用のせん光器具の21品目であった。

英国の日本からの輸入において、日EU・EPAの5年目に関税削減率が5%以上である品目は9品目であった。

4. 日ベトナムEPAからCPTPPへの利用の転換は進むか

本稿では、これまで日インドEPA、日米貿易協定、日ベトナムEPA、日EU・EPAの業種別や品目別の関税削減効果を比較してきた。これらのEPA/FTAの他に、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が既にメキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6か国においては2018年末に、ベトナムでは2019年の1月に発効している。また、2022年にもRCEPの発効が見込まれる。

世界の貿易体制において、こうしたEPA/FTAが混在する中で、日本企業は自社の製品の輸出入にどのEPA/FTAを利用すれば自由貿易のメリットを最大化することができるかを判断しなければならない。同時に、それに応じてアジア太平洋地域におけるサプライチェーンの再編をどう進めるかを描かなければならない。

日本とベトナムとの2国間貿易においては、日本企業は日本とASEAN全体とのEPAである「日ASEAN・EPA」とともに、「日ベトナムEPA」や「CPTPP」を使って関税削減を進めることができる。日本企業はこれらのEPA/FTAの中からいずれか一つを選択しなければならない場合、どちらかといえばCPTPPよりも長年使いなれている既存の日ASEAN・EPAか日ベトナムEPAを優先的に利用する傾向がある。

ジェトロの2019年度のアンケート調査によれば^{注1}、日本企業が輸出に際してCPTPPよりも既存のEPA/FTAを優先して利用する理由として、①輸出先からの要請（複数回答、回答率34.5%）、②特惠減免の条件（関税率や原

表7. 日本の輸入での日ベトナムEPA/CPTPPにおける業種別の関税削減額及び関税削減率
(加重平均)

		輸出側：ベトナム					
		日ベトナム EPA		日本とのCPTPP			
		2020年		5年目		最終年	
(単位：USドル)		関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
輸入側 日本 (従価税)	農水産品	14,120,664	1.6%	13,430,168	1.6%	14,333,649	1.7%
	食料品・アルコール	45,869,061	6.2%	37,185,734	7.0%	39,203,264	7.4%
	鉱物性燃料	200,275	0.1%	256,405	0.1%	256,405	0.1%
	化学工業品	7,849,845	1.2%	6,277,504	1.3%	7,667,855	1.6%
	プラスチック・ゴム製品	35,155,262	3.2%	23,643,182	3.3%	23,643,182	3.3%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	53,460,496	8.1%	21,476,542	4.0%	46,670,960	8.7%
	木材・パルプ	5,534,483	0.5%	5,415,436	0.7%	6,798,453	0.9%
	繊維製品・履物	540,950,124	8.4%	356,113,061	7.7%	421,361,353	9.1%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	14,532,636	1.2%	8,925,872	1.1%	8,942,555	1.1%
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	電気機器・部品	71,413	0.0%	25,785	0.0%	25,785	0.0%
	輸送用機械・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	光学機器・楽器	173,063	0.0%	502,046	0.1%	504,324	0.1%
	雑製品	10,596,888	0.8%	12,021,505	1.2%	12,033,293	1.2%
	全体	728,514,210	3.3%	485,273,239	3.0%	581,441,079	3.6%

注1. 日本のベトナムからの輸入でCPTPPの最終年は21年目の2038年。

注2. 着色部分は削減率が3%以上のもの

資料：表1と同様。

産地規則)が既存EPA/FTAの方が有利(26.6%)、③既存のEPA/FTAを使い慣れているため(21.3%)、④CPTPPの自己証明制度より既存のEPA/FTAの第三者証明制度の方が確実に安心であるため(8.7%)、などの回答があった。

表7は日本のベトナムからの輸入での、日ベトナムEPAとCPTPPの関税削減額及び削減率における業種別の関税削減効果を比較したものである。

表7によれば、2020年の日本のベトナムからの輸入において、日ベトナムEPAを利用した時の関税削減額は7.3 億ドルであった。CPTPPを活用した日本のベトナムからの輸入においては、関税削減額は発効から最終年で5.8億

ドルとなり、日ベトナムEPA利用の場合よりも1億ドル以上も低い。

このため、この結果だけから判断すると日ベトナムEPAの方がCPTPPよりも多くの関税削減額を達成できるようにも思える。しかし、実際には両EPA/FTAの関税削減額の格差の多くは、CPTPPの関税削減額を計算した時の輸入額は2017年を採用し、日ベトナムEPAの関税削減額を計算した時の輸入額は2019年を使っており、その絶対額と業種別の輸入額の構成比（ウエイト）が異なるために生じたと考えられる。

一方、日本のベトナムからの輸入でCPTPPを利用した時の関税削減率は、表7のように、発効から5年目では3.0%であったが最終年には3.6%に上昇しており、2020年の日ベトナムEPAを利用した場合の関税削減率の3.3%よりもやや高い。つまり、将来的にはCPTPPの関税削減スケジュールが進展することにより、日本のベトナムからの輸入では、日ベトナムEPAよりもCPTPP活用の方が得であるケースが増えることが見込まれる。これは、日ベトナムEPAからCPTPPへの転換が徐々に進む可能性があることを示唆している。

メガFTA であるCPTPPやRCEPはその原産地規則において、域内間での統一的な原産地規則を抱えているだけでなく、域内での製品の生産に当たって他の加盟国の原産材料を使用した場合、それを自国の原産材料とみなすことができる「累積」規定を導入している。これにより、これらのメガFTAは原産地規則を達成し易くなり、その分だけ関税を削減することが可能になるので、域内のサプライチェーンはますます強化・拡充されることになる。

日本企業がグローバル化やサプライチェーンの再編を進めるには、こうしたFTAの持つ多面的な特徴を広く理解し、常に最新の関税削減スケジュールの動きを確認しながら、「既存の2国間EPA/FTA」や「CPTPP及びRCEPのような多国間協定」などを的確かつ効果的に活用していくことが求められる。

注

1 「2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」、日本貿易振興機構、2020年2月